

# 公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 令和7年度キッズケアながさき実施運営業務委託

2 業務の概要 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年7月 3日(木)	公募開始
令和7年7月15日(火)	参加表明書提出期限
令和7年7月23日(水)	質問書提出期限
令和7年8月 6日(水)	企画提案書提出期限
令和7年8月中旬予定	企画書提案書審査、審査結果通知

4 予算額

令和7年度：8,162,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

・見積書において経費の内訳を示すこと。

5 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書8部(正1部、副7部)を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年8月6日(水)午後5時(必着)

この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

T E L : 095-895-2440

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 企画提案書(8部)は、A4ファイルに綴じて提出してください。また、A4ファイ

ルの表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。  
<記入例> 令和7年度キッザケアながさき実施運営業務委託 株式会社 ○

## 6 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールまたは FAX で令和7年7月23日(水)午後5時まで受け付けます。

なお、正確を期すため、送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

(メールアドレス) kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

(FAX) 095 - 895 - 2576

## 7 審査

### (1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、プロポーザル審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア. 業務遂行能力」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア. 業務遂行能力」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえ、これを決定します。

イ 審査は、書類審査のみとします。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点	必須項目
ア. 業務遂行能力	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務処理人員体制が明示されているか。</li> <li>・事業が遂行可能な人材が確保されているか。</li> </ul>	5	必須
	業務遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な人員体制になっているか。</li> <li>・業務に関する知見、ノウハウを有するか。</li> </ul>	10	
	過去の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績から、円滑な事業運用が期待できるものとなっているか。</li> </ul>	10	
イ. 企画提案	事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に示した内容について、全て提案されているか。</li> </ul>	5	必須
	創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に示した内容に加え、創意工夫がみられる内容を提案しているか。</li> </ul>	10	
	【イベント 1】 介護の魅力啓発・ 広報イベント（キ ッザケアながさき プレイベント）の 企画・運営・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの計画の内容やスケジュールは実現可能なものとなっているか。</li> <li>・事業の目的に合ったプログラムとなっているか。</li> <li>・参加者が介護の魅力を知ってもらうための工夫がされた企画となっているか。</li> <li>・イベントブースに多くの参加者が立ち寄ってもらうための工夫がされているか。</li> </ul>	20	
	【イベント 2】 仕事体験イベント 「キッザケアなが さき」の企画・運 営・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの計画の内容やスケジュールは実現可能なものとなっているか。</li> <li>・事業の目的に合ったプログラムとなっているか。</li> <li>・年齢にあった難易度や子供たちが興味をひくようなプログラムとなっているか。</li> <li>・小中学生に、より積極的に体験に参加してもらえるような工夫や働くことの達成感を味わい、楽しめるような企画となっているか。</li> <li>・保護者向け介護の情報発信ブースに多くの参加者が立ち寄ってもらうための工夫がされているか。</li> </ul>	20	
	イベント等の PR 及び参加者の 募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生・保護者向けに効果的なイベントの周知方法となっているか。</li> <li>・イベント申込は、分かりやすく、容易な方法となっているか。</li> </ul>	10	
ウ. 提案金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)</li> </ul>	10		
合計			100点	

必須の評価項目が要求水準を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、1項目でも要求水準を満たしていない場合、その時点で失格とする。

必須項目以外の審査項目アからイまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.6
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E(劣っている)	項目の配点 × 0.2

合計点数が50点未満の場合、契約対象とならない。

### (3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

### (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

## 9 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る。)

(3) 契約者以外の企画提案の内容は提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 10 問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

T E L : 095-895-2440

E-mail : kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

## 1 1 その他

- ( 1 ) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- ( 2 ) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- ( 3 ) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ( 4 ) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- ( 5 ) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- ( 6 ) 本業務を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- ( 7 ) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て長崎県に帰属します。  
また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。
- ( 8 ) 本募集要領に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの募集要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとします。